

## 【 利用上の注意 】

### 1 調査の内容

農林水産省では、平成13年度の土地改良法の改正以降、事業の実施に当たっては一層の環境との調和に配慮した事業を実施するほか、生物多様性条約に係る生物多様性国家戦略の改定にあたり「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、生物多様性の保全を重視した農林水産業の強力な推進を図っています。

また、事業等の実施にあたっては、農村を形成する農家及び地域住民の理解と協力が不可欠であり、関係者の意識を把握した上で施策の推進を図る必要があります。

本調査は、今後の施策推進上の課題と対応方策を検討する上での基礎資料とすることを目的に、農業者及び消費者が「農村地域における生物の保全について」どのような意識を持たれているかを調査したものです。

### 2 調査対象

生産者（農業者、林業者、漁業者）、流通加工業者及び消費者の意見・意向等を迅速に把握して農林水産行政に反映させることなどを目的とした「農林水産情報交流ネットワーク事業」において、全国に配置している情報交流モニターの中から、九州在住の農業者モニター及び消費者モニターを対象としました。

### 3 調査時期

平成20年10月上旬～10月下旬

### 4 調査方法

九州農政局、九州管内農政事務所からの郵送調査により実施しました。

### 5 回収率

	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)
九州在住 農業者モニター	369	318	86.2
九州在住 消費者モニター	198	186	93.9

## 6 用語の説明等

- (1) 統計表の農業者モニターにおける経営区分は、原則として農産物の販売金額が第1位の以下の経営部門で分類しました。

稲 作	畜 産
野 菜	肉用牛
露地野菜	酪農
施設野菜	養豚
果 樹	採卵鶏
露地果樹	ブロイラー
施設果樹	養蚕
その他	
麦類作	
雑穀・いも類・豆類	
工芸農作物	
花き・花木	
その他作物	

- (2) 統計表の消費者モニターにおける基本項目区分(「身近にある」「身近にない」)は、居住場所の身近に水田や畑、水路、ため池などがあるか、ないかで分類しました。
- (3) 統計表に使用した記号「—」は、事実のないことを表します。
- (4) 統計表の数値の中には、回答者数の少ないものもあるので、利用に当たっては十分注意してください。

### 記載内容に関するお問い合わせ先

九州農政局 農村計画部 資源課 環境保全係  
電 話 (代表) 096-353-3561 内線4357

総務部 情報推進課 地域業務推進第2係  
電 話 (代表) 096-353-3561 内線4034

この資料は、九州農政局ホームページ【 <http://www.maff.go.jp/kyusyu/> 】の「統計情報」—「意識・意向に関する調査」—「モニター等アンケート調査」に掲載しています。